

令和7年度 老人クラブバス利用補助金申請のてびき

長浜市 長寿推進課 TEL:65-7841

長浜市では、老人クラブの活動の支援を目的に、クラブ活動の一環として研修等を実施された際に利用した、大型バスやマイクロバスの借上（利用）料の一部を補助します。

1. 補助の対象となるクラブ

補助の対象となる団体は、次のすべての要件を満たすクラブです。

- (1) 長浜市老人クラブ連合会及び市内の老人クラブ
- (2) バスの利用者が10人以上あった団体

2. 補助対象となる期間

令和7年4月1日（火）～ 令和8年3月2日（月）

3. 申請できる期間

研修を実施した日から1か月以内



※ 申請は令和8年3月31日までに必ず行ってください。

※ 予算の上限に達し次第、受付を終了します。

4. 提出する書類

- ① 交付申請兼請求書
- ② 領収書（写し）
- ③ 会社名とバス借り上げ料が明記された見積書又は請求書（写し）
 - ※ 領収書にバス借り上げ料の金額が明記されている場合は省略できます。
- ④ 行程表
- ⑤ バス利用者名簿
 - ※ 参加された方の氏名、年齢または生年月日を記載してください。
- ⑥ 通帳の写し
 - ※ 振込先の口座情報が分かる部分をコピーしてください。
- ⑦ 委任状
 - ※ 振込先口座が個人名義の場合のみ必要となります。



5. 申請の流れ

- ① 研修を実施する。
- ② 補助金の申請を行う。
※「4. 提出する書類」に記載の書類を揃えて申請を行ってください。
- ③ 市から決定通知書が送付される。
- ④ 補助金が支払われる。
※振込みは決定通知書発送日からおよそ1か月後になります。



6. 提出について

- スマートフォンから簡単にできる電子申請が便利です。
電子申請は下記QRコードまたはURLからお願いします。
申請の際には、電子申請用の「老人クラブID」および「認証キー」が必要です。
(令和7年3月3日付けで送付の令和7年度老人クラブ活動補助金申請書類に入っている「老人クラブID」および「認証キー」を使用してください。)

<https://logoform.jp/form/BJcW/524612>



※令和6年度老人クラブ活動補助金または令和6年度老人クラブバス利用補助金を申請されていたクラブのみ電子申請が可能です。

- 書面で申請されるクラブは、下記窓口までご持参ください。
申請窓口：長浜市役所 長寿推進課（長浜市役所本庁1階 16番窓口）
開庁時間：9時00分～16時45分

7. 補助金額

参加人数	補助基準額
29人以上の参加の場合	30,000 円
10人以上28人以下の参加の場合	20,000 円

※ バス借上費用が基準補助金額を下回った場合は、支払った金額を補助します。

8. その他

様式については、市ホームページからダウンロードできます。

トップページ > 申請書ダウンロード > 福祉・健康

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000001952.html>

